

○ デジタル庁
令第十五号
総務省

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九条第八号及び別表の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年四月一日

内閣総理大臣 高市 早苗

総務大臣 林 芳正

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令の一部を改正する命令（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令の一部改正）

第一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で

定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

第五條の二 法別表五の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕四 略〕

五 船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令（昭和三十七年運輸省令第四十三号）第十五条の衛生管理者適任証書の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

六 救命艇手規則（昭和三十七年運輸省令第四十七号）第十条の救命艇手適任証書の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第四十五条 法別表八十三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕五 略〕

六 雇用保険法施行規則第一百十條第二項の特定就職困難者コース助成金、同条第十項の発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース助成金、同令第一百十條の第三項の障害者トライアルコース助成金、同令第一百十八條の第十二項の障害者正社員化コース助成金、雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和六年厚生労働省令第六十六号）附則第二条第十項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則第二百二十五條第五項の障害者職業能力開発コース助成金又は雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和八年厚生労働省令第七十四号）附則第二条第四項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則附則第十五條の第五項の成長分野等人材確保・育成コース助成金の支給に関する事務

第五十二条 法別表百五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四十四号）第十九條第一項又は第二十条第一項（これらの規定を同法第二十六条において読み替えて準用する場合及び同法第四十四条の九第一項の政令により準用する場合を含む。）の入院の勧告に関する事務

二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十九條第三項又は第二十条第二項（これらの規定を同法第二十六条において読み替えて準用する場合及び同法第四十四条の九第一項の政令により準用する場合を含む。）の入院の措置に関する事務

三 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十七條第一項、第三十七條の二第一項若しくは第四十四条の三の二第一項（これらの規定を同法第四十四条の九第一項の政令により準用する場合を含む。）若しくは第五十条の三第一項の費用負担の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

四 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十二條第一項若しくは第四

第五條の二 「同上」

〔一〕四 同上〕

五 船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令（昭和三十七年運輸省令第四十三号）第十五條第一項の衛生管理者適任証書の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

六 救命艇手規則（昭和三十七年運輸省令第四十七号）第十条第一項の救命艇手適任証書の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第四十五条 「同上」

〔一〕五 同上〕

六 雇用保険法施行規則第一百十條第二項の特定就職困難者コース助成金、同条第十項の発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース助成金、同令第一百十條の第三項の障害者トライアルコース助成金、同令第一百十八條の第十二項の障害者正社員化コース助成金、同令附則第十五條の第五項の成長分野等人材確保・育成コース助成金、雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第八十一号）附則第二条第九項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則第一百五條第十八號の障害者雇用安定助成金又は雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和六年厚生労働省令第六十六号）附則第二条第十項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則第二百二十五條第五項の障害者職業能力開発コース助成金の支給に関する事務

第五十二条 「同上」

一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四十四号）第十九條第一項又は第二十条第一項（これらの規定を同法第二十六条において読み替えて準用する場合を含む。）の入院の勧告に関する事務

二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十九條第三項又は第二十条第二項（これらの規定を同法第二十六条において読み替えて準用する場合を含む。）の入院の措置に関する事務

三 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十七條第一項、第三十七條の二第一項、第四十四条の三の二第一項若しくは第五十条の三第一項の費用負担の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

四 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十二條第一項、第四十四条

<p>十四条の三の三第一項（これらの規定を同法第四十四条の九第一項の政令により準用する場合を含む。）若しくは第五十条の四第一項の療養費の支給の申請の受理、その申請に係る事実に對するの審査又はその申請に對する応答に關する事務</p> <p>第六十八条 法別表百二十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〕五 略</p> <p>六 子ども・子育て支援法第十六条（同法第三十条の三及び第三十条の十三において準用する場合を含む。）の資料の提供等の求めに關する事務</p> <p>〔七〕二十四 略</p>	<p>の三の三第一項若しくは第五十条の四第一項の療養費の支給の申請の受理、その申請に係る事実に對するの審査又はその申請に對する応答に關する事務</p> <p>第六十八条 「同上」</p> <p>〔一〕五 同上</p> <p>六 子ども・子育て支援法第十六条（第三十条の三の規定により準用する場合を含む。）の資料の提供等の求めに關する事務</p> <p>〔七〕二十四 同上</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部改正）

第二条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第十二条 第二条の表十の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令（昭和三十七年運輸省令第四十三号）第十五条の衛生管理者適任証書の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報</p> <p>四 救命艇手規則（昭和三十七年運輸省令第四十七号）第十条の救命艇手適任証書の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報</p> <p>第七十三条 第二条の表七十一の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>一 国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十九条の七第六項第八号の保険料の減額賦課に関する事務 次に掲げる情報</p> <p>〔イ・ロ 略〕</p> <p>〔二 略〕</p> <p>第一百五十五条 第二条の表百十三の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>〔一 略〕</p> <p>二 雇用保険法施行規則第一百十条第十項の発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース助成金、同令第一百八条の二第十二項の障害者正社員化コース助成金、雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和六年厚生労働省令第六十六号）附則第二条第十項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則第二百二十五条第五項の障害者職業能力開発コース助成金又は雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和八年厚生労働省令第七十四号）附則第二条第四項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則第一百五十五条の五第二項の成長分野等人材確保・育成コース助成金の支給に関する事務 次に掲げる情報</p> <p>〔イ・ホ 略〕</p>	<p>第十二条 〔同上〕</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令（昭和三十七年運輸省令第四十三号）第十五条第一項の衛生管理者適任証書の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報</p> <p>四 救命艇手規則（昭和三十七年運輸省令第四十七号）第十条第一項の救命艇手適任証書の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報</p> <p>第七十三条 〔同上〕</p> <p>一 国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十九条の七第五項第八号の保険料の減額賦課に関する事務 次に掲げる情報</p> <p>〔イ・ロ 同上〕</p> <p>〔二 同上〕</p> <p>第一百五十五条 〔同上〕</p> <p>〔一 同上〕</p> <p>二 雇用保険法施行規則第一百十条第十項の発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース助成金、同令第一百八条の二第十二項の障害者正社員化コース助成金、同令附則第十五条の五第二項の成長分野等人材確保・育成コース助成金、雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第八十一号）附則第二条第九項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則第一百五十五条の障害者雇用安定助成金又は雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和六年厚生労働省令第六十六号）附則第二条第十項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則第二百五条第五項の障害者職業能力開発コース助成金の支給に関する事務 次に掲げる情報</p> <p>〔イ・ホ 同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この命令は、公布の日から施行する。

